

フレイル予防アプリ運用サポート業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

姫路市

## 1 業務の目的

超高齢社会の中で、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らすためには、フレイル予防や認知症予防に努めることが大切であり、より多くの方が予防に取り組めるような環境づくりが必要である。本市の現状としては、様々な予防活動が行われているが、参加者の受け皿には限界があり、今後の人口構造の変化からも新たな取組が必要となっている。

そこで、高齢者が好きなタイミングや場所で、楽しく、気軽に参加できるようなフレイル予防や認知症予防への取組の推進を実現するために、スマートフォンアプリを導入する。導入するスマートフォンアプリは、歩数計測や脳トレなどフレイル予防や認知症予防を目的とし、外出機会のきっかけとなるような機能を有するものとする。また、利用実績やイベントへの参加に対して、当該スマートフォンアプリ内でポイント付与を行い、ポイントを電子マネー等に交換することを想定している。

以上のような目的を達成するために、公募型プロポーザルを実施し、受託者を選定する。

## 2 募集の概要

### (1) 業務名

フレイル予防アプリ運用サポート業務委託

### (2) 業務内容

高齢者のフレイル予防、介護予防及びデジタル・ディバイド（情報格差）解消を目的としたアプリを導入し、導入及び運用サポートを行う。

詳細は別紙要求水準書参照。

### (3) 業務期間

#### ア 導入準備

契約日から令和6年8月31日まで

#### イ 運用サポート

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（長期継続契約）

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を想定している。

### (4) 提案上限金額

#### ア 運用サポート経費

月額170,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

アプリ内の利用状況に応じて付与されるポイントの管理に関する費用を含み、ひめじポイントとの連携（要求水準書2(5)を参照すること。）に関する費用を含まない。令和6年度の登録者想定人数及び一人当たりの年間上限ポイント数等は下記の表のとおりとする。なお、令和6年度以降は、毎年度登録者が2,000人ずつ増加することを想定している。

想定人数	2,000人
一人当たりの年間上限ポイント数	2,000pt
想定金額（人数×ポイント数）	4,000千円

イ キャッシュレス決済へのポイント交換手数料（以下「交換手数料」という。）

令和6年度400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

1ポイント＝1円とし、交換手数料は想定金額の10%を上限とする。

※ 交換手数料については、各月に発生したポイント交換に係る費用であり、ポイント相当額については実費相当を本市が支払うものとする。

※ なお、ポイント付与が上記想定額に達した又は達する恐れがある場合、年度途中であってもポイントの付与を停止する場合がある。この場合における対応については、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

※ ア及びイの提案上限金額については、年度ごとの予算額を保障するものではない。

なお、令和7年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

### 3 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成31年4月1日以後に完了した、国、人口20万人以上の地方公共団体（特別区含む）又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注したアプリ（脳トレ、歩数計測管理、食事管理、体重の記録管理の機能を有するアプリ。以下、「フレイル予防アプリ」という。）の導入の業務を元請として実施し、かつ6か月以上継続して運用した実績があること。

4 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局長寿社会支援部 高齢者支援課（以下「高齢者支援課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2306

FAX (079) 221-2444

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年（2024年）4月19日から 令和6年（2024年）6月10日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	高齢者支援課 （参加表明者は、必要に応じて姫路市ホームページに掲載するフレイル予防アプリ運用サポート業務委託契約約款（案）を閲覧し、確認すること。 （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027274.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027274.html</a> ））

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年4月19日（金）

2	参加表明手続の提出書類の受付期間	令和6年4月26日（金）～5月7日（火）
3	参加資格確認結果の通知	令和6年5月9日（木）
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年5月14日（火）
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年5月16日（木）
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年5月22日（水）～24日（金）
7	契約候補者の特定及び通知	令和6年6月3日（月）
8	契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年6月10日（月）

## 6 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第3項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書 <様式1>
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和6年1月19日以降に発行された最新のものの原本）
- (ウ) 業務実績調書 <様式2>
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）
- (カ) 誓約書 <様式3>

### イ 提出部数

1部

### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）4月19日（金）から 令和6年（2024年）5月7日（火）まで
閲覧の場所	高齢者支援課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027274.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027274.html</a> ））

### エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

### オ 提出場所

高齢者支援課

### カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年4月26日（金）午前9時から同年5月7日（火）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年5月9日（木）までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月14日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により高齢者支援課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) 参加表明書等の提出に係る留意事項

ア 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

7 説明会

説明会は、行わない。

8 プロポーザルに関する質問について

(1) 第6項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書 <様式4>

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chojushakai@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年5月14日（火）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答予定日

令和6年5月16日（木）

イ 回答方法

全ての参加者に、全質問の回答を電子メールで送信する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は

修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

エ 参加者はプロポーザル後に配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

## 9 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する提出書類一覧に掲げる書類一式

ア 企画提案書表紙 <様式5>

イ 業務実績表 <様式6>

ウ 業務実施スケジュール表 <様式7>

エ 企画提案書 <様式8>

要求水準書及びフレイル予防アプリ運用サポート業務委託公募型プロポーザル評価書（以下「評価書」という。）を参考に、主として次の事項を1冊（30ページ以内）にまとめて記載すること。

(ア) 実施計画

(イ) アプリ機能全般

(ウ) フレイル予防・認知症予防への取組

(エ) ポイント機能

(オ) アプリの運用サポート

(カ) 問い合わせ対応

(キ) 情報連携

(ク) システムのセキュリティ

(ケ) その他

オ 提案するアプリの体験版等のQRコード<様式9>

UIや操作性を確認するため、現行アプリの状態でも可。導入期間に開発予定のものは、企画提案書で提案すること。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

カ 提案見積書 <様式10>

第2項第4号アに示す運用サポート経費、同項イに示す交換手数料に関し、いずれか一つでも受託希望金額が提案上限金額を超えている場合は、失格とする。

### (2) 提出部数

正本1部（代表者印を押印すること。）

副本7部（押印不要。表紙を含め参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。）

正本及び副本のデータを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部

※カ「提案見積書」は正本1部のみでよい。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

高齢者支援課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年5月22日（水）午前9時から同月24日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号及び評価書に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、フレイル予防アプリ運用サポート業務委託事業者選定委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

提案項目	評価方法	配点
------	------	----



1 導入実績		
(1) 導入実績	<p>本業務の目的と同種の、国又は地方公共団体における業務実績はあるか。</p> <p>※業務実績表&lt;様式6&gt;と履行実績を示す添付書類により、参加資格にある人口20万人以上の地方公共団体との契約実績数を評価。</p>	<p>4 (1件×1点)</p>
2 実施計画		
(1) 体制及びスケジュール	<p>アプリ導入の体制や技術者の配置に余裕はあるか。スケジュールが実現可能な日程になっているか。</p>	4
(2) 操作研修	<p>管理者システムの操作研修について、研修計画が具体的であり、研修実施方法が十分なものであるか（開催方式、回数など）。</p>	4
3 アプリ機能全般		
(1) 前提条件	<p>アプリは高齢者が所持するスマートフォンの様々なバージョンに対応しているか。</p>	8
(2) 使いやすさ	<p>サービスメニュー、画面レイアウトについて、シンプルになっており、直感的な操作方法であるか。</p> <p>高齢者にとって、使いやすいUIであるか。</p> <p>画面レイアウトが高齢者にとってわかりやすいものか(アイコンサイズ・可読性等)</p> <p>その他利用者が使いやすいアプリ構成があれば評価する。</p>	8
(3) アカウント管理機能	<p>アカウント情報管理・ログイン管理について、わかりやすく利便性が高いものであるか。</p> <p>画面の表示が利用者にとって見やすいか、アカウント登録に係る操作は容易であるか、アプリからのメッセージの表現がわかりやすいか。</p> <p>その他利用者にとって利便性の高いものであるか。</p>	8
4 フレイル予防・認知症予防への取組		
(1) 歩数計測	<p>数字の表示以外に高齢者が興味を持つような工夫があるか。継続した利用につながるような工夫があるか。</p>	8
(2) 脳トレ	<p>高齢者が、興味を持つ内容であるか、取り組めるメニュー数は複数あるか。継続した利用につながるような工夫があるか。</p>	8

(3) 健康管理	体重以外に登録できる項目は複数あるか。継続した利用につながるような工夫があるか。	8
(4) 食事管理	登録方法が煩雑でないか。継続した利用につながるような工夫があるか。	8
5 ポイント機能		
(1) ポイント機能	高齢者が興味を持って取り組めるポイントの仕組みであるか。 ポイントを貯める仕組みが複数あるか。	8
(2) ポイント交換	高齢者にとって容易な方法で交換する仕組みを有するか。	8
(3) 管理者システム	管理者システムからのポイント照会は簡易なものか。錯誤等により誤って付与したポイントの修正は容易にできるか。	8
(4) ひめじポイントとの連携	本アプリのポイントからひめじポイントへのポイント交換について、利用者及び管理者にとって負担とならない方法が提案されているか。 提案は以下の条件を満たしているか。 ・申請時にマイナンバーカードによる本人認証を行うこと。 ・アプリ内ポイント交換との二重申請やひめじポイントの重複申請を防ぐ仕組みがあること。 ・ひめじポイント付与後に、本アプリのアプリ内ポイントを減算する仕組みがあること。 ・見積金額が提案内容に見合ったものであること。 ・開発スケジュールが提案に合った適切なものとなっていること。	8
6 アプリの運用サポート		
(1) 実施体制	緊急時の対応等の体制、本市との連携が円滑にできるか。	4
(2) データ提供・分析	アプリの利用実績等の提供されるデータは分かりやすいか。提供される情報は複数あるか。 利用実績を利用した分析は、高齢者施策に生かせるものか。	8
7 問い合わせ対応		
(1) 問い合わせ対応	問い合わせ対応の体制（コールセンターの規模等）、利用者にとって利便性の高い体制であるか	4
8 情報連携		
(1) 情報連携	利用者情報の連携について、より利便性が高いものである（頻度・連携方法）	8

	アプリの利用状況の確認体制（即時の対応等）	
9 システムのセキュリティ		
(1) システムのセキュリティ	要求水準を満たし、かつより安全性の高い措置がとられたものであるか。	8
10 その他		
(1) その他	1～9の項目以外で、アピールする点などがあれば具体的に記述すること。	8
<b>合計</b>		<b>140</b>

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式10に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である100点を付与し、その他の提案者の評価点は、100点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$100 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員（5名）の評価点の合計点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点800点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年6月3日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者に

については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年6月7日までに、本件業務の見積書を高齢者支援課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年6月7日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

#### 1.1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

#### 1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により高齢者支援課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第3項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第150号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

#### 1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに

無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。